四　太陽電池発電所

（一）　騒音に関する項目

1　調査項目

(1)　騒音の諸元

イ　建設機械及び発電所の施設の稼働の状況

ロ　工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況

(2)　地形

騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況

(3)　保全対象

イ　学校等

ロ　都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域

ハ　幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

ニ　騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点

ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域

2　調査地域

(1)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域

(2)　保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域

3　予測

(1)　工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。

(2)　工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。

（二）　振動に関する項目

1　調査項目

(1)　振動の諸元

工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況

(2)　保全対象

振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域

［新設］

［新設］